

福島医発第 1270 号 (地)
平成 25 年 8 月 13 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

社会保険診療報酬支払基金福岡支部が実施する
電子レセプト等の月遅れ請求解消への取り組みについて

標記の件につきまして、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より、別紙の通り同様の通知を県内の月遅れ請求率の高い医療機関に通知するとともに、月遅れ請求率が特に高い医療機関については、訪問により、月遅れ請求の解消について協力を求める取り組みを行う旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会 長 蒲池 壽

別添

(案)

事 務 連 絡

平成 25 年 8 月 5 日

保険医療機関 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

電子レセプト等の月遅れ請求の解消について（お願い）

平素は支払基金の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、支払基金では、請求省令（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令）に基づいて、療養の給付費等の請求日の適正化を図るため、電子レセプト等の月遅れ請求の解消について取り組んでいるところです。

電子レセプト等の請求に当たりましては、本請求省令の第 2 条及び第 7 条において、電子情報処理組織の使用による請求、光ディスク等を用いた請求又は書面による請求を行う場合には、「各月分について翌月十日までに行わなければならない。」と規定されています。

つきましては、各月分の電子レセプト等の請求に関して、月遅れ請求の解消に努めていただくようご協力をお願いいたします。

【参考】

請求省令（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令）

昭和 51 年 8 月 2 日 厚生省令第 36 号

本件に関する問合せ先

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

事業管理課、審査業務課

（内線：201・301）

TEL 092-473-6611

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令

(昭和五十一年八月二日)

(厚生省令第三十六号)

(療養の給付費等の請求日)

第二条 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

- 2 電子情報処理組織の使用による請求は、審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該審査支払機関に到達したものとみなす。

(平一八厚労令一〇一・全改、平二一厚労令一五一・一部改正)

(書面による請求)

第七条 保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求を始めようとするときは、あらかじめ、その旨を当該請求に係る審査支払機関に届け出なければならない。

- 2 書面による請求を行う場合において、療養の給付費等のうち、厚生労働大臣の定めるものに係る請求を行う場合には、診療日ごとの症状、経過及び診療内容を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。
- 3 書面による請求を行う場合には、レセプトの提出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。
- 4 書面による請求を行う場合には、診療報酬請求書及び調剤報酬請求書は、各月分について翌月十日までに提出しなければならない。

(平二一厚労令一五一・追加)